

政治及び選挙に関する広告の取扱基準

1 趣旨

政治や選挙に対する中立性を確保するため、千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定）第3条の規定に基づき、広報広聴課で所管する広報媒体に掲載する政治及び選挙に関する広告の取扱いについて定めるものである。

2 掲載基準

- (1) 現職議員及び長又は選挙の立候補予定者の氏、名又は写真が入る広告は掲載不可とする。
- (2) 現職議員及び長又は選挙の立候補予定者の氏又は名等を冠する関係会社名が入る広告は掲載不可とする。
- (3) 掲載内容に疑義が生じる場合は、必要により広報広聴課で修正指示等を行う。

3 選挙の立候補予定者

前項（1）及び（2）に規定する選挙の立候補予定者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自分を推薦する政治団体を設立し、選挙管理委員会等に届出をしている者
- (2) 選挙管理委員会等に対し、公職選挙法第143条第16項第1号に規定する立札・看板の類を掲示するための証票の申請を行った者
- (3) 記者会見等を行い、立候補の意思を表明した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか公職の候補者となろうとする意思を表明している者及び客観的に立候補の意思を有していると認められる者

附 則

この基準は、平成31年1月15日から施行する。